

平成 26 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5—2	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定管理を命ずる処分があった場合における預金保険機構に係る固定資産課税台帳の閲覧に関する特例の新設		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象・内容</p> <p>預金保険法第 126 条の 5 第 1 項の規定により特定管理を命ずる処分があった場合における預金保険機構について、同法第 77 条第 2 項の規定により金融整理管財人に選任された者と同様に、市町村長は、その求めに応じ、固定資産課税台帳のうちその権利の目的である固定資産に関する事項が記載されている部分又はその写しをこれらの者の閲覧に供しなければならないとするもの。</p>		
関係条文	 地方税法第 382 条の 2 第 1 項 地方税法施行令第 52 条の 14 第 4 号 地方税法施行規則第 12 条の 4 第 4 号 		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>平成 25 年預金保険法改正により新設された金融機関の秩序ある処理に関する態勢整備を図ることを目的とするもの。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 25 年預金保険法改正により新設された金融機関の秩序ある処理を実施するために必要な措置を整備する必要がある。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	政策の達成目標	金融市場その他の金融システムの安定を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	税負担軽減措置ではない。
	同上の期間中の達成目標	税負担軽減措置ではない。
	政策目標の達成状況	税負担軽減措置ではない。
有効性	要望の措置の適用見込み	特定管理を命ずる処分があった場合における預金保険機構
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	特定管理を命ずる処分があった場合における預金保険機構は、金融機関の秩序ある処理において重要な役割を担うこととなっており、本措置は、これを有効に機能させるために必要なものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	特定管理を命ずる処分があった場合における預金保険機構は、金融機関の秩序ある処理において重要な役割を担うこととなっており、本措置は、金融市場その他の金融システムの安定に寄与するとの政策目的に合致するものである。
	ページ	5—2—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>税負担軽減措置ではない。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税負担軽減措置ではない。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>5—2—3</p>